所 得税法等の 部を改正する法律案参照条文

取 引 所法 (昭和二十五年法律第二百三十九号)

第二条 この法律において「商 品 取引所」とは、会員商 品 取引所及び株式会社商品取引所をい

2 5 7

8 おいて「先物取引」とは、 商 品 取 引 所 の定める基準及び方法に従つて、 商品 市場に おいて行わ れる次に掲げる取引を

該売買の目 的 物となつてい 品

0 時 期 に お け る現 実 の当 該 商 \mathcal{O} 価

来の一定 \mathcal{O} 時 期 に お け る現実 0 該商

兀)を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する監計数の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引を成立させることができる控告事者が商品指数についてあらかじめ約定する数値(以下「約定指数」という。)と将来の格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引 当事者が商品についてあらかじめ約定する価格(以下「約定価格」という。)と将来の一定の当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当ま 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当ま 取 相 (以 下 「オプション」とい . う。

て当該各号に定める

一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引 には、前項各号に定める取引をすることとしたものを含むものとする。 この法律において「商品市場における取引」には、前項各号に定める取引又は同項第二号に掲げる取引 当該上場商品に係る前項第一号に掲げる取引 この法律において「商品市場」当該上場商品に係る前項第一号に掲げる取引 フル 前号に掲げる取引 (これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。) ロ 第二号に掲げる取引 (これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。) ロ 第二号に掲げる取引 (これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。) イー 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引で商品取引所の定めるものを含む。) 商

当事者 の 一 方の意思表示により当事者間において当該上場商品 の売買取引を成立させることができる権利 (以 下 「実物オプシ

う。 を相 手 方が当事 者 0 方に付 与 į 当事者 。 一 方がこれに対し して対 価 を支払うことを約 す ź 取

11 5 17

18 この法律におい た者を いう。 て 商 品 取 引員」 とは、 商 品取引受託 業務を営むことについて第百九 + · 条 第 項 \hat{O} 規定 に ょ り 主 務 大臣 \mathcal{O} 許 可 を受

金 融 商 品 取 引法 (昭和二十三年法律第二十五号) (抄)

この法律

3

おそれが少ないものとして政令で定める場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡される「一一前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合で定める場合(適格機関投資家のみを相手方とする場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)を相手方として行う場合として政やで定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)を相手方として行う場合として政府でに、)が含まれる場合であつて、当該有価証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡される多数の者(適格機関投資家(有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者として内閣府令で定める者をいう。以

口 の取得勧誘に応じることにより相当程度多数の者が当該取得勧誘に係る有価証券を所有することとなる場合取得者から多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合が一つの場合ので、前号に掲げる場合及びイに掲げる場合以外の場合(政令で定める要件に該当する場合を除く。)であつて、 当該 有 価 証 券がそ

その [券を所有することとなる場合として政令で定め

4 8

9 法 律に お ĺ١ 7 金融 商 品取引業者」とは、 第二十九条の規定により内閣総理 一大臣の登録を受けた者をいう。

11 10

で きる権利を相手方を行つた時期にお が当事者のおける現実の のの一当 の一方に付与しの当該金融指標 し、当事者の一方がこれに対標の数値の差に基づいて算出 して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似される金銭を授受することとなる取引を成立させる

出 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた金融商品(第二十四項第三号に掲げるものを除く。)の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金融商)の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた次に掲げるいずれかの事由が発生した場合において相手方が金銭を支払うことを約する取引(当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた次に掲げるいずれかの事由が発生した場合において相手でに掲げるものを除く。)又はこれに類似する取引(当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金融商品を授受することを約するものを含む。)又はこれに類似する取引(当該事由が発生した場合において、当事者の一方が金融商品を授受することを約するものは、これらと同様の経済的性質を有する取引であるもので定めるものを含み、第二号から前号までに掲げるものを除く。)又はこれに類似する取引であるものを除く。)を移転することを約するものを含み、第二号から前号までは掲げるものを除く。)又はこれに類似する取引であるとして政令で定めるものは、当事者がその発生に影響を及ぼすことが不可能又は著しく困難な事由であつて、公益又は投資者の保護を確保することが必要と、記められるものとして政令で定める取引であって、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものを除く。)マはこれに類似する取引であって、当該当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるものを除く。)でおりに関げるものを除く。)の利率等者して定めた金額に関げるものを除く。)の利率等者して定めた金額に関げるものを除く。)の利率等者のよりに関げるものを除く。)の利率等を確保することが必要と、対象を表して定めた金額に関いて、当該当事者の一方と取り決めた金融商品(第二十四項第三号に掲げるものを除く。)の利率を対して、当までは、対象を確保することが必要と、対象を表した。対象を表し、表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表しまし、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、対象を表しまし、対象を表しましまり、対象を表し、対象を表し、対象を表しまり、対象を表し、表し、対象を表し、対象を表し、対象を表し、表し Ź

七

24 23

お いて「金 融 商 品」とは、 次に 掲げるも \mathcal{O} をい 、 う。

一 預金契約にこの法律になる 略 除く。 に 基づく債 権 そ 0) 他 \mathcal{O} 権 利 又 は 当該権 利 を 表 一示する証券若しくは証 書であ って 政令で定めるも 0) (前 号に 掲 げ るも 0

通貨

め取 (ティブ取引を円滑化するため、利率、償還期限その他の条件を標準化して設定した標準物第一号若しくは第二号に掲げるもの又は前号に掲げるもののうち内閣府令で定めるものについて、金融商品取引所が、市場デリのるもの(商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第四項に規定する商品を除く。)、以引(デリバティブ取引に類似する取引を含む。)について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定成引(デリバティブ取引に類似する取引を含む。)について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定成引(デリバティブ取引に類似する取引を含む。)について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定成引(デリバティブ取引に対していての種類のものが多数存在し、価格の変動が著しい資産であつて、当該資産に係るデリバティブ

五.

25 く 31 バ

第二十八条 この 章にお いて 第 種 金 融 商 品 取引業」とは、 金 融 商 品 取 引業のうち、 次に掲げる行為の いずれ かを業として行うこと

有価 証 (第二条第二項の 規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。 についての 同 条第八項第

号から

第二条第八項第十六号又は第十七号に掲げる行為第二条第八項第十号に掲げる行為であつて、有価証券の元引受けであつて、イに掲げるもの以外のより、 第二条第八項第六号に掲げる行為であつて、有価証券の元引受けであつて、イに掲げるもの以外のより 有価証券の元引受けであつて、損失の危険の管理の必要一 次のイからハまでのいずれかに該当する行為 第二条第八項第四号に掲げる行為又は店頭デリバティブ取一 第二条第八項第四号に掲げる行為又は店頭デリバティブ取り 第三号まで、第五号、第八号又は第九号に掲げる行為

- ブ 取 引 に 0 1 7 \mathcal{O} 同 項 第 五 号に 揭 げ る
- ハロイ 券の元がのもの \mathcal{O} 高 11 ŧ のとして政令で定め
- 引 受け 以 外 \mathcal{O}

ŧ

銀 行 協 同

当該売買の目的となつてい一号に掲げる標準物を含み、 いる有価な、政令で

で算出される。 るの

 \mathcal{O} 方に付

·決めた金利若しくは有価証券の利率等又は通貨の価格若しくは有価証券指標の約定したLLを除く。ニ及び次号ホにおいて同じ。)の約定した期間における変化率に基づいて金銭、て当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券の利率等又は有価証券指標(有価証券の1に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。)

該元本として定めた金

- 授受を約する売買であつて、 までは、 ・当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の ・当事者の一方の意思表示により当事者間において算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引 ・変を約する売買であつて、当該売買の目的となつている有価証券の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をした ・売買の当事者が将来の一定の時期において有価証券(政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。)及び立 ・元買の当事者が将来の一定の時期において有価証券(政令で定めるものを除く。以下この号において同じ。)及び立 ・元買の当事者が将来の一定の時期において対価を支払うことを約するものを含む。) 証券の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは定めるものを除く。以下この号において同じ。) 及びその対価
- (2)(1)与 。 つ 方に付
 - 有 価証 監券の売買

- の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は有価証券を授受することを約するものを含む。)又はこれに類貨の価格若しくは有価証券指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約する取引(これらの金銭た期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金利若しくは有価証券指標の約定しては、当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券の利率等若しくは有価証券指標の約定しては、当事者の一方の意思表示を行つた時期における現実の当該有価証券指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することを約する取引に当該意思表示を行つた時期における現実の当該有価証券指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引に当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の有価証券指標としてあらかじめ約定する数値と現(2) イ、ロ、ホ及びへに掲げる取引 似の 似する取引い支払とあれ
- イからこ 要と認 埋てよう 7に掲げる取引(以下「有面 E で T で 第二金融商品市場において行う取引であつて、第二金融商品市場において行う取引であつて、第二要と認められるものとして政令で定める取引要と認められるものとして政令で定める取引 か、これらと同 様 0) 経 済的 性 質 を有する取 引であつて、 公益又は投資者 \mathcal{O} 保 護 を 確 保 すること
 - 国金 の媒取
- 六 五 しく 第八項第五号に掲げる行為であつて、有価証券の売買、有価証券関:理又は第三号若しくは前号に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ若しに掲げる取引(以下「有価証券関連デリバティブ取引」という。)融商品市場において行う取引であつて、第三号に掲げる取引と類似 取次ぎ若しくは代理 介引 取 次ぎ (有 価 証 券等 清 算 取 次ぎを除く。 若
- 七 証券関連 ゲデリバ ティブ取 引その他政令で定める取引に係るも

一条第

八

項

第六号、

第八号又は

第

九号に掲げる行為

医

療

法

(昭

和二十三年法律第二百

五号)

抄

る。 は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務(以下「収益業務」という。)を行うことができは介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定め、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又の(以下「社会医療法人」という。)は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含衆四十二条の二 医療法人のうち、次に掲げる要件に該当するものとして、政令で定めるところにより都道府県知事の認定を受けたもの

- 族その他各役員と厚生労働省令で定 める 特 殊 \mathcal{O} 関
- 他各社日 員と厚生労働
- 族その他各評
- 記 講載さ れ たも 0 限 る

て解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること。か、公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること。

○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成+八年法律第四+九号)

(公益認定

第 政庁 \mathcal{O} 認定を受けることができる。

二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有って、 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。 ると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。 (公益認定の基準) (公益認定の基準) をした一 般 社 団 |法人又は 般 財 団法 人が 次に掲げる基 準に適合す

基礎及び技術的能力を有するものであること。

- ないも そ 行うに当た り、 社 評 議 理 事、 使 用 人そ \mathcal{O} 他 の政 令 で 定 め る当 該 人 \mathcal{O} 関 係 者 対 L 別 0 利 益を与え
- 人が 令 で定 行 の行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えない又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。殴的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものという公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対い事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を気事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を気 動を行うも į 当 該 公益
- 五. るも 機 \mathcal{O} として政令で 定
- 六 その であること。 1 · と 見 込ま る
- 七 益事業等」という。)を行う場合には、 収 益事業等を行うことによって 公益 目 的 実 施
- 九八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に規に支障を及ぼすおそれがないものであること。公益目的事業以外の事業(以下「収益事業等 第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであるこ第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。
- * 監事についても、 準ずる相互に密接な **各理事につい** その ずると 事業活 の同 一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに3者を含む。)である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。こついて、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の 動を行うに当たり、 こ)他これ。一つ他これ。
- で定める勘定の 会計 失 \mathcal{O} 額 そ \mathcal{O} 他 政
- イ 社員の資格の一般社団法をの他の事情が その理事、 以下同じ。 ででは、次のいずれにも該当するものであること。 は団法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。 の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。 の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。 の事情を考慮して、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、 理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利 理事、監事及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利 勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。 当該法・ 退職手当を 人 0 性理の状 う当をい
- のであ 当な条件 を 付 7 な
- する定款 員総会において行 議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件を の条件そ 0 他 0 社 員 0
- に関 して、 社員が当該法人に対 して提供し た金銭その他 の財 産の価額に応じて異なる取 扱い を行 わ な

ţ

0)

当該財産の理点 公益 産の |目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事での保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでなり、 団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただり 必要な事項を限りでない。

のであること。 のであること。 のであること。 のであること。 が、 型生保護 強立行政法 を 強立行政法 に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているも的取得財産残額をいう。)があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内の権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額(第三十条第二項に規定する公益目-七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(そ定款で定めているものであること。

ては地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。 では地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。 では地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

(名称等)

第九条 6 省 略法人又は公益財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす。法人又は公益認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、その名称中の 般 社 団 法 人 又は 般 財 団 法 人の文字をそれぞれ公益社 寸

2 6

消さな け れ ばならな

一条第一 項 0) 認 可を受けたとき。

認定を取り消すことができる。

- のほか、法令又はは焼定を遵守していた ないとき
- 法令に基 づく 行 政 機 関 \mathcal{O} 処 分に 違 反 L たとき
- 3 4
- 5 二 前節の規定三 前二号のほう文字をそれぞれでする文字をそれぞれ れ第 般社団法一 仏人又は一般は足による公益図 財 認 団定 法の .人と変更する定款の変更をしたものとみ取消しの処分を受けた公益法人は、その いなす。 名称中 \mathcal{O} 公 益 社 団 法 人 又 は 公 益 財 寸 法 人と
- 6

取 消 等に伴う贈与)

第三十条

- 額 余 0 財 産 \mathcal{O}
- 「15 省 略 「15 省 略 「15 省 略 「15 省 略 「16 では、 17 では、 18 では、 18 では、 18 では、 18 では、 19 では、 を受け た 日 前
- - のに財 合費消 額し
- 3 5

-業環境 測 定法 (昭 和 Ŧī. 十年法律第二 十八号)

五 作業環境測定士となる資格を有する。『習(以下「講習」という。)を修了した者その他これと同記名、作業環境測定士試験(以下「試験」という。)に合格(作業環境測定士の資格) 等 等以上かか 一 の 能 配力を有する厚生労働-ると こ認められる民又は都道京 える者で、 足府県労働日 厚局 生長 労の 働登 |省令で定めるものは|

(登録)

第七条 四三二一 登に、 を作り、 では、 で業環境測定士の種別 作業環境測定士の種別 氏名及び生年月日 氏名及び生年月日 で業環境測定士となる資格を有する者が作業環境測定士となるに、 で、次の事項について登録を受けなければならない。 には、 厚 生労働 省令で定めるところにより、 作業 環 境 測 定士

名

- 生測 一労士工年月

省令で定める事

(昭和二十二年法律第二十六号)

第百二 る外国人を専ら対象とするものを除く。)は、専修学校とする。的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住すR百二十四条(第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目R一条(この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

- 修業年限が一年以上であること。

あるもの及び第百二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、各種学校とする。第百三十四条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定が三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。

2 • 3

老 人 福 祉法 (昭和三十八年法律第百三十三号) (抄)

の設 附 則、政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。以政令で定める者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。以入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費若しくは介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者その他一十条の五 特別養護老人ホームは、第十一条第一項第二号の措置に係る者又は介護保険法の規定による地域密着型介護老人福祉施(特別養護老人ホーム)

第六条の二 限同 (る。)の適用については、社会福祉法人とみなす。(温台連合会は、第十五条第四項、第十六条第三項及び第四項並びに次条の規定(これらの規定中特別養護老、条の二 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診(特別養護老人ホームの設置に係る特例) 人ホームに係る部分に療所を設置する農業協

高 者 \mathcal{O} 医 療 \mathcal{O} 確 保 に 関 する法 律 (昭 和五十 七 年法律第八十号) 、健康保険法等の一 部を改正する法律 (平成十 年法

八十三号)による改正後) (抄)

第八十二条 後期高齢者医療広域連合は、 被保険者が被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、 当該被保険者が保険医療

支給する。 弦等又は: 指 定 訪 問 看護事業者につい .て療養を受けたときは、 当該 被 保険者に 対 Ų その療養に 要した費用 0 V て、 特 別

2 5

国保連合会の業

第百五

《費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び支払)の規定により後期高齢者医療広域連合から委託を受けて行う療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、第七十条第四項(第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第七十八条第八項において準用す五十五条 国保連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。 て準用する場合を含む 入院時生活療

2

護 保 険 法 (平成. 九 年 法 律 第百二十三号)

抄

(連合会 「の業

七

《託を受けて行う居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者第五十四条の二第九項、第五十八条第七項及び第六十一条の三第八項において準用する場合を含む。)の規定により市町村から第四十一条第十項(第四十二条の二第九項、第四十六条第七項、第四十八条第七項、第五十一条の三第八項、第五十三条第七項1十六条 連合会は、国民健康保険法の規定による業務のほか、次に掲げる業務を行う。 、護サービス費、介護予防サービス費、 地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画費、 介護予防サービス計画費及び特定入所者介護予 護予防サービ、特定入所者

質の請求に

関する審査及び支払

2

投資信 託及び投資法人に関する法律 (昭和二十六年法律第百九十八号) 抄

(定

2 5 8

9 岡品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。この法律において「適格機関投資家私募」とは、新たに発行され~8 省 略 (資家をいう。)のみを相手方として行う場合で政令で定める場合に該当するもたに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、適格機関投資家(金融)

خ و

11 10

の法略 (に規定する投資運用:図型投資信託の委託: R業を行う者にPR 配者である金融部 限商 り、品品版 取 信託会話 記会社を: 金 除 融 < 商品 取 引法 を いう。

12 て特定資産に 対する投資とし て運用することを目的とし て、 この 法 律 に基づ

17 16 15 14 13 細分化された投資法 人 0 社員 の地 位 をいう。

第 約四 款 (以下この章において「投資信託約款」という。)の内容を内閣総理大臣に届、 金融商品取引業者は、投資信託契約を締結しようとするときは、あらかじ が出い、 出 .なければならない。 当該投資信託契約に係る委託者指図型投資信

2

第 約四 四十九条 信託会社等は、!(投資信託契約の締結)~4 省 略 款(以下この章において 「投資信託約款」という。 「投資信託約款」という。)の内容を内閣総理大臣に届け投資信託契約を締結しようとするときは、あらかじめ、 け 出なければならない。 当該投資信託契約に係る委託者非 指図型投資信 託

2

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活 動 \mathcal{O} 促 進に 関 する法律案

第二条 この法

+業として営むものや受けの業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)、受政業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。) 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 人であ に属する事業を主たる 製造業、

資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業で号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもな資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員 に常時使用する従業員の数にる事業として営むものと常時使用する従業員の数が 百人以下 の会社及び 個 人で あっ て、 卸 売

数が 百 人以下 . О 会社及び個 人であ って、 サ

> F,

業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの 業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの 業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの 業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの 大企業組合 大路業組合 大路、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業の法律において「農商工等連携事業」とは、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業と・3 省略 2・3 省略 2・3 省略 2・3 省略 2・3 省略 2・3 省略 2・3 とは、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業の経営の市上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業の法律において「農商工等連携事業」とは、中小企業の経営の向上及び農林漁業者のそれぞれの経営資源を有効漁業者とが有機的に連携して実施する事業であって、当該中小企業者及び当該農林漁業者のそれぞれの経営資源を有効漁業者とが有機的に連携して実施する事業であって、当該中小企業者及び当該農林漁業者のそれぞれの経営資源を有効漁業者とが有機的に連携して実施する事業であって、当該中小企業者及び当該農林漁業者のそれぞれの経営資源を有効漁業者とが有機的に連携して実施する事業であって、当該中小企業者及び当該農林漁業者のそれぞれの経営資源を有効漁業者とが有機的に連携して実施する事業であって、当該中小企業の経営の一体と関係を表して営むもの 人で あ 0 小 売

その 業 種

その 連合会であって

2 •

5

五条 省 略 (農商工等連携 新商品の開発、 携 事 ·業 計 画 の変更等)

第 五.

源を有効に活用して、おいて同じ。)と農林中小企業者(農林漁業

め を法 でをいう。 掲 げ る 件に 該 当 す る 市 村 地 方 税 \mathcal{O} 収 入 以 外 \mathcal{O} 令 で 定 \Diamond る 収 入 0 額 令 で

- 値 が年次る $\bigcirc \mathcal{O} \mathcal{O}$ 人い口ず 町村人口に係る昭和三十調査の結果による市町村一未満であること。口から当該市町村人口にてから当該市町村人口にずれかに該当すること。 から当該市町村人口に係る昭和四十元れかに該当すること。ただし、イ、日超える市町村を除く。)の区域をいる律において「過疎地域」とは、次に関 和四十五年の-イ、ロ又は 人ハ 八口を控め 『を控除 する場合にお L て (得た人口を)場合において) を当 は、 該 市国 町 勢 村調 人查 П \mathcal{O} に 結 係果 るに 同 ょ 年 る の市 人町 口村 で 人 П 除 して に 得た数のでは
- 当該 玉 市 勢 町 調 三十五年 五人年口 のに 人口で除る昭和一 三十 し 一十五年の一 值人 口から .. (以下 ら当該市町の 一年間人 人口に係る 少率」という。)る平成七年の人口 人口 がを \bigcirc 控 ・三以上であるこ 除 L て 得た人 П
- 口 0 人間該間 年 \mathcal{O} 人 口 0) うち六十 -五歳以 上
- 年 \mathcal{O} 人 П 0 うち 五. 歳以上三
- 人の の結果による市場人口を当該市町村人口にある。 iであること。 対人口に係る平成七年の 人 П を 控 <u>;</u> L て 得 た 人 \Box を
- のに 地 \mathcal{O} 方交 ŋ 市 付町 一の数値が○・四二にた当該市町村の世紀法(昭和二十五年 ・四二以下であること。

 ・四二以下であること。

 ・中国に係る同年の人口で除して得た数値で平成八年度から平成十年度までの各年度がの基準財政需要額で除して得た数値が○・一九以上であること。

 ・市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が○・一五以下であること。

 ・市町村人口に係る同年の人口で除して得た数値が○・一五以下であること。

 ・口に係る同年の人口で除して得た数値が○・二五以上であること。

 ・四二以下であること。

 ・四二以下であること。 年 収 度に 入 額 に係るものを合算し破を同法第十一条の た規定

2

該

村

業立 地 \mathcal{O} 促 進等によ る地 域に お ける産業集 積 \mathcal{O} 形 成及び活 性化 に関する法 律 (平成十九年法 第四

立 地 \mathcal{O} 促 進 等に よる地 域 に おけ る産 業 集 積 \mathcal{O} 形 成 及び 活 性 化 に 関 す Ź 法 律 \mathcal{O} 部 を改 正 す る法 律 案に による改 正

\mathcal{O}

- \mathcal{O} 械 げる 特 及 九 CK 例 ę. 適 属 企 かあるものとする。ひに建物及びその附属する事業のための企業立地計画に従っ 附の 2 附属設備については、租税の施設又は設備を新設したって企業立地を行う承認企 |税特別措置法(昭和三十二年||たものが、当該新設に伴い新||企業立地事業者であって、同 年法律第二十六早利たに取得し、又同意集積区域内に 一十六号)で定める停し、又は製作し、区域内において指定 めるところによれて集積業種の よ建の 4り、課税是設した機 うち次に
 - 玉 進力が適 す るの用 競争条件の **蚁令で定めるもの** 米件の下にある業ほ 種 で あって、 その 業 種 に 属 す る事業に 係る企業立 地 が 地 域に お け る 産 業 集 積 \mathcal{O} 形 を
- 7 定 るも に係る企業立 地 が 地 域 に お け `る産 業集 積 \mathcal{O} 形 成等に資 する業種 で あ 0 て、 農 林 漁 業 لح 0 関 連 性 が 高

ŧ

 \mathcal{O}

害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号)

五.

2 (

14 活 会律のに略略 提供を通じて、就労に必要な知識及び能おいて「就労移行支援」とは、就労を希 力の 望する障害者に 向上のために必要な訓練その他の厚る障害者につき、厚生労働省令で定 生労働省令で定める期間にわたり り、 る便宜を供与するこ、生産活動その他の

15 をいう。 他の活動の の機会の提供を通じて、労継続支援」とは、通常 通常 その事 知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに

16 5

〇会社 法 (平成: +Ė 年法律第八十六号)

九単 十元十二未 未 条満 株 単 式 元の 元未満株主は、はの買取りの請求)

百~ 株式会社 に 対 Ĺ 自 己 \mathcal{O} 有 する単 元 未 満 株式を買 V 取ることを請 求することができる。

2 第

の競売によるに満たない

- 2 算 舞定されるな 株式会社は |場合において、当該許可の申立ては、取締役が二人以上あるときは、その類をもって、市場価格のない同項の株式については裁判所の許可を得て競点は、前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の株式について1転計画に基づく設立時発行株式の発行 |株式移転をする株式会社の株主 よ、その全員の同意によってしなければならない。の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することがでい株式については市場価格として法務省令で定せることがで会社の株主
- の株式を競売し、いは、その端数の 、端数の

 \bigcirc 商 (明 治三十二年 法 律 第四 十八 号) (会社: 法 \mathcal{O} 施 行 に 伴う 関 係 法 律 \mathcal{O} 整 備 等に 関 す る 法 律 伞 成 + 七 年 法 律 第 八 十七七 号) による

正

前

(抄)

第二百 十 条ノ六 端株主 ハ会社ニ対シ自己ノ 有ス ル端 株 パヲ買取 ル ベ キ旨ヲ請求ス ル コ \vdash -ヲ得

2

般 社 寸 法 人及び _ 般 財 団 法 人に関 する法 律及び公益社 寸 法 人及び 公益 財 寸 法 人 \mathcal{O} 認定等 に 関 す る

施 行 に伴う 関 係 法 律 \mathcal{O} 整 備 等に関する法律 (平成十八年法律第五十号) (抄)

、 省 略 ・ 省 略 ・ 当 という。)の規定による一般社団法人として存続するものとする。 ・ 法」という。)の規定による一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十二の款の定めるところにより、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十二を一つ際現に存するもの(以下「旧有限責任中間法人」という。)のほご、 前条の規定による廃止前の中間法人法(以下「旧中間法人法」という。)のほご、 (旧有限責任中間法人の存続) 八年法律第四十八号。以下「一般社団・施行の日(以下「施行日」という。)以規定による有限責任中間法人であってこ 人であってこの 後 財 対法人 法律 \mathcal{O}

2

業年度の終了後最初に招集される定時社で第三条が前条第一項の規定により存続するな名で、名称に関する特則) する一 社 員 総会のは 終法 結人のに 時 0 までいて sでは、 ては、 適 用般 が社な団 ・財 ただし、施行りただし、施行り 1年以第 以後に名称る \mathcal{O} 定 変 は 更 欠をする定^数施行日の属 款 属 はする事 変

2

す

第

2 用無 団で責項五称に指するという。 法人及び財団法人の存続) は、その名任中間法人」という。)は、その名任中間法人」という。)は、その名の規定によりその名称中に無限責任の規定により 名任 称中に特例無限責任中間:中間法人という文字を用 法人以前を 外条の第 般項 社団法人であると誤認の規定により存続する さ れ般 る社お団 社 そ 法 れ人 \mathcal{O} 下

例

3

第

3 2 第 2 (適 す 四 (6 用 る 特 十 名 省

第

2

第の百 省 略

ができる。

を対できる。

を対しては一般財団法人又は一般財団法人又は一般財団法人又は一般財団法人とは一般財団法人とは一般財団法人とは一般財団法人とは一般財団法人とができる。 \equiv 1三条の規定は、適用しない。..う。以下この章において同じ。) については設立のでに、当該特例民法法人については解散の登記をし、4-四条の認定を受けたときは、その主たる事務所の所名 の登記をしなければならた、名称の変更後の公益法人所在地においては二週間以 %ばならない。この場合においては、公益法人(公益法人認定法第二条に二週間以内に、その従たる事務所

公益目的

第百十九条

- 2 - 公益法人認定法第五条第十七号に規定する者に対する寄留、省 略 公益の目的のための次に掲げる支出 公益の目的のための次に掲げる支出 - 九条 省 略 - 九条 省 略 ば な 5 な

第百六条第一 般社 他 団 法 人 又 「 項 中 「

みなす。の認可を知 取り消さなければならない。この場合において、同条の認可を取り消す処分を受けた当該認可申請法人は、特例民法法人と条 認可行政庁は、第四十五条の認可を受けた認可申請法人が、偽りその他不正の手段により当該認可を受けたときは、そ

2 5

中小企業の新たな事業活動 の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)

断 及び指導

第七条 導を行うものとする。 中小企業者」という。)に対して、その投資による資金調達の円滑な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指中小企業者」という。)に対して、その投資による資金調達の円滑な実施に必要な経営状況に関するもの(次条において「特定新規を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして経済産業省令で定める要件に該当するもの(次条において「特定新規7七条 経済産業大臣は、新規中小企業者である会社であってその事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資

生 活 協 同 組 合 法 (昭和二十三年法律第二百号) 消費生活協同組合 法 の 一 部 を改正する等 0) 法 律 伞 成十 九年 法 律 第四十

号)

による改正後)

(抄)

ものに限る。)の事業を行うことができる。 に規定する保険会社をいう。以下同じ。)を行う組合は、組合員のために、保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項省令で定めるものをいう。以下同じ。)又は受託共済事業(共済事業を行つている組合からの委託契約に基づき共済事業の一部を受関し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組合員の保護を確保することが必要なものとして厚生労働関し、共済金を交付する事業であつて、共済金額その他の事項に照らして組合員の保護を確保することが必要なものとして厚生労働関・前項第四号の事業(以下「共済を図る事業」という。)のうち、共済事業(組合員から共済掛金の支払を受け、共済事故の発生に「事業の種類)

3

五. 『えるため、厚生労働省令で定めるところにより、責任準備金を積み立てなければならない。 『十条の七』共済事業を行う組合は、毎事業年度末において、その事業の種類ごとに、共済契約に基づく将来における債な(責任準備金)

○揮 ,発油: 等の 品 質 \mathcal{O} 確保等に関する法律(昭 和 五. + 年法律第八十八号) 揮 発油 等の品質 \mathcal{O} 確保等 に 関 す る法 律 0) 部

Ī する法律案による改正後)

事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。いと認めるとき、又は当該申請書若しくは同条第二項の事業計画書のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要なされた同項第四号に掲げる事項が特定加工を適切かつ確実に実施するに足りるものとして経済産業省令で定める基準に適合していなポ十二条の五 経済産業大臣は、第十二条の三第一項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、当該申請書に記載(揮発油特定加工業者の登録の拒否等)

· =

、省 略 名でその処分のあつた日から二年を経過しないもの おでその処分のあつた日から二年を経過しないもの により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその揮発油特定加工業者の業務を行う処 により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその揮発油特定加工業者のと燃 一・二 省 略 ・二 省 略 一役員で 第一 見であつた項の規定

2

(規格に対

動車の の燃料用の揮発油(揮発は条・揮発油販売業者は、開格に適合しない揮発油の監 売して は ならない。 (揮発油と同 ,発油と同じ用途に用いることができる石油製品であつて経済産業省令で定めるもの1、揮発油の規格として経済産業省令で定めるもの(以下「揮発油規格」という。)1の販売の禁止) (以下「揮発油規格」という。)に適合しない物を、 を含む。)として消

経済産業省令で定めるところにより、 (以下「揮発油生産業者」という。) は、 当該揮発油 が揮 発油規定は、生産 格産 に L 適合する た揮発油

アルコ] ル事 業法(平成十二年法律第三十六号)

容量をいう。第三十五条において同じ。)が九十度以上の第二条 この法律において「アルコール」とは、アルコール のアルコー 分 ルコールをいう。(温度十五度の時に おい て原容量百分中に含有するエ 一チル ア ル コ] ル \mathcal{O}

 $\frac{2}{5}$

民 (明治二十九年法 律第八十九号) (抄)

可を得て、法人とすることができる。(公益法人の設立) 宗教その 他 0 公益 に 関する社団又は財団であって、 営利を目的とし な Ł \mathcal{O} は 主務官庁の許

域再生法の一部を改正する法律案

過 措置則

関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人にびに旧法第十九条及び第二十条の規定は、平成二十五年十一月三十日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同号の整備等に関する法律(以下この条において「旧法」という。)第五条第三項第三号に規定する事業を行う場合については、同号並の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人が第二条の規定によれる。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律

か指 さ 定

地 域 再生法 (平成十 Ł 年 法 律第二十 兀 | 号) 地 域 再 生法の 部 を改正する法律案による改 正

域 再 生 画 0)

Ŧī.

2

前項 第三号に 掲げる事項には、 次に掲 げる事 項を記載することができる。

五 省 略
 三十九条第一項において「公益法人」という。)により行われるものに関する事項に規定する特定非営利活動法人その他の者に対して助成を行う事業であって民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定に規定する特定非営利活動法人その他の者に対して助成を行う事業のうち、当該地域における雇用機会の創出その他地域再生に資に規定する特定非営利活動法人その他の者に対して助成を行う事業のでは、当該地域における雇用機会の創出その他地域再生に資上若しくは当該困難な状況を改善するための助言その他の援助を行う特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項上若しくは当該困難な状況を改善するための助言その他の援助を行う事業主又は地域においてこれらの者に対して職業能力の開発及び向、職域の拡大、雇用形態の改善その他のその有する能力を社会において有効に発揮することが困難な状況にある者に係る募集方法の改善若しくは退職をした女性その他のその有する能力を社会において有効に発揮することが困難な状況にある青年、妊娠、出産若しくは育児を理由として休業一地域において高年齢者、障害者、安定した職業に就くことが困難な状況にある青年、妊娠、出産若しくは育児を理由として休業・二 省 略

4 5 9

域 でについて寄附金控除等の特例の適用があるものとする。 さる寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課いて認定地方公共団体が指定するもの(以下この節において「特定地域雇用等促進法人」という。)に対し、個人又は法人が金銭に以における雇用機会の創出に対する寄与の程度及び当該事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものと一九条 認定地域再生計画に記載されている第五条第三項第三号に規定する事業を行うことを主たる目的とする公益法人であって地(課税の特例)

3 2 OV) 規定 に よる指 定の有品 効 期 間 は、 当 該指定の日から起算して二年とする。

民 党営化 (平成十 Ė 年法律第九十七号)

限 度

百 !法第十二条の二第一項に規定する預金等をいう。以下この!9る預金者等をいう。以下この節において同じ。)から、次

金等を除く。

日大学に掲げる額のいずれか少ない額を超えるときは、当該額) (その合計額が手工項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る郵便貯金を除く。)の額の合計額(その合計額が手工力を開発して、 () の受入れをしてはならない。 () の受力は、当該各号に定める額を超えることとなる預金等(同法第十二条の二第一項に規定する預金等を除く。) の額の合計額 () のは、) のでは、) のでは る号、略額 | 項第五号に規定の整備法第二条の 万円又はイ 第六条第一 第二条の

政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 · (平成· 十七年法律第百二号)

この法律のないう。以下 施行が 前の

同 条 \mathcal{O}

規

旧前 郵に 便同 条第二 第 項

がうに旧和 郵 条 便貯二 元金法第二項にお

六法に第お お前に旧郷 E 郵便貯へ 配条第二回 金 項

2

3

旧 郵便貯 (昭 和二十二年法律 上第百四 + 兀 号) (郵政民営化法等 \mathcal{O} 施行に 伴う関係 法 律 の整備等に関す る法 律 附 則第五

項 \mathcal{O} 規定によりなおその効力を有するもの とされる 旧 郵 便貯金法) 抄

郵 便

第七 貯の 金 種 は類 次の六種とする。

立 郵貯郵 医便金

定積省額立 定 期 郵郵 便便便 貯貯貯 金金金 定定定 ののの 預据据 入置置期期 期間を定め、 そ分一の割定 期払の 間戻金 内 し額 には払うをしない。 松戻しをしないない条件で一宮の期間内毎月 しない条件で 一点で一定の金額を サ月一回集金に立 一定の金額な研を一時に預え 領を一時に強入するもの に預

入するも

②~⑤ 省 略 第五十七条 定額郵便貯金は、預入の日から起算して十年が経過したときは、通常貯金となる。 (十年が経過した定額郵便貯金) ② 省 略